

豊川市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市水道事業給水条例（昭和34年豊川市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為における処分について、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、豊川市水道事業給水条例（昭和34年豊川市条例第17号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査等)

第2条 市長は、指定事業者が違反行為を行ったと判断したときは、当該指定事業者から違反行為届出書（様式第1号）の提出を求めるとともに、違反行為に係る事実関係の調査を行う。

(違反行為に対する処分)

第3条 違反行為に係る指定事業者への処分は、別表第1に基づいて処分するものとする。

2 市長は、前項により処分を行うことを決定したときは、違反行為処分決定通知書（様式第2号）により、当該違反行為を行った指定事業者に通知するものとする。

(違反点数の付与)

第4条 市長は、指定事業者別に別表第2左欄に掲げる違反行為があったときは、当該違反行為の種別に応じ、同表右欄に掲げる違反点数を、違反行為を行った当該事業者に付すものとする。

2 市長は、同時に複数の違反行為が認められた場合には、当該違反行為の種別ごとの違反点数を合計した点数を付すものとする。

3 市長は、前2項の規定により付された違反点数の累計が別表第1の3の項に掲げる違反点数累計に該当することとなったときは、当該違反点数累計に応じ、処分を行うものとする。

4 違反点数は、当該点数の付された日から2年を経過しなければ消

減しない。

(処分後の給水装置工事の施行)

第5条 市長は、第3条第1項による処分を行なった指定事業者に未施行又は施行中の給水装置工事があるときは、当該指定事業者以外の指定事業者に施行させるものとする。ただし、施行中の給水装置工事について特に必要があると認めるときは、当該処分を行なった指定事業者に施行させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前に指定事業者の違反行為についてされた処分、手続及びその他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

違反行為に対する処分基準表

処分対象項目	処分事項
<p>1 次の各号のいずれかに違反したとき。</p> <p>(1) 不正の手段により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 法第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 法第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 法第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 法第 25 条の 8 に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営ができないと認められるとき。</p> <p>(6) 法第 25 条の 9 の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 法第 25 条の 10 の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p>	<p>指定の取消し。</p>

<p>2 法25条の11第1項各号に該当した場合において、指定業者に次の各号のいずれかに該当する斟酌すべき特段の事情があるとき。</p> <p>(1) 届出書類に不備があるが、故意によるものでなく、単に過失と認められる場合。</p> <p>(2) 給水装置工事主任技術者が不慮の事故又は病気等により業務上支障が生じたためと認められる場合。</p> <p>(3) 給水装置工事の施行に支障をきたしたが、故意によるものでなく、その損害が軽微と認められる場合。</p> <p>(4) 技術力不足や経験不足により分岐工事に支障をきたしたが、その損害が公益性を損なわない軽微なものと認められる場合。</p> <p>(5) その他市長が特別と認めた場合。</p>	<p>別表第2の違反点数による。</p>
<p>3 違反点数累計</p> <p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">20</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">50</p> <p style="text-align: center;">100</p>	<p>一定の実績において不具合のある給水装置工事とする。</p> <p>1か月の指定の停止。</p> <p>2か月の指定の停止。</p> <p>6か月の指定の停止。</p> <p>指定の取消し。</p>

別表第2（第4条関係）

違反手数基準表

違反行為の種類	違反点数
<p>1 法第25条の11各号に該当した場合において、指定業者に斟酌すべき特段の事情があるとき。</p> <p>(1) 法第25条の3第1号各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営ができないと認められるとき。</p> <p>(5) 法第25条の9の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(6) 法第25条の10の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(7) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p>	<p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p> <p>5</p>

様式第1号（第2条関係）

違反行為届出書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

事業者番号

下記のとおり違反行為を行なったので届け出ます。

記

違反行為の日時 年 月 日
場 所
給水装置工事申込受付番号及び水栓番号
違反行為の内容
給水装置主任技術者氏名及び主任技術者番号
違反行為の至った経過

様式第2号（第2条関係）

違反行為処分決定通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏 名 印

下記のとおり違反行為の処分を決定したので通知します。

記

違反行為の日時 年 月 日
場 所
給水装置工事申込受付番号及び水栓番号
違反行為の種類
違反点数
処分結果

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。